

議第81号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定 について

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削り，同条第 3 項中「及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）」を削り，同項を同条第 2 項とし，同条に次の 2 項を加える。

3 原動機付自転車は，駐車場に駐車させることができる。

4 長さが5.5メートルを超え，又は幅が2メートルを超える自動車は，駐車場に駐車させることができない。

第 5 条中「自動車」の右に「（自転車）」を加え，「あつては，自転車等」を「限る。）及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）」に改める。

別表第 2 京都市御池駐車場の項を次のように改める。

京都市御池駐車場	昼間	自動二輪車及び 原動機付自転車	1 回	30分までごとに100円。ただし，平日（土曜日を除く。）にあつては，30分までごとに100円を加えた額が500円を超えるときは，500円
		自動二輪車以外の自動車		30分までごとに250円。ただし，平日にあつては，30分までごとに250円を加えた額が1,500円を超えるときは，1,500円

	夜間	自動二輪車及び 原動機付自転車	500
		自動二輪車以外 の自動車	1,500

別表第2備考4中「自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加える。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分	定期駐車券の種類	定期駐車券により自動車又は自転車等を 駐車させることができる時間	駐 車 料 金
京都市出町駐車場	自動二輪車に係る定期 駐車券	午前0時から午後12 時まで	10,000 ^円
	自動二輪車以外の自動車 に係る一般定期駐車 券		30,000
	一般用自転車定期駐車 券		2,700
	学生用自転車定期駐車 券		2,500
	障害者等用自転車定期 駐車券		2,500
	原動機付自転車定期駐 車券		5,500
	自動二輪車以外の自動車 に係る昼間定期駐車 券	午前6時30分から午 後10時30分まで	20,000
	自動二輪車以外の自動車 に係る夜間定期駐車 券	午後5時から翌日の 午前10時まで	10,000
	自動二輪車に係る一般 定期駐車券	午前0時から午後12 時まで	10,000
	自動二輪車以外の自動車 に係る一般定期駐車 券		45,000
	原動機付自転車に係る 一般定期駐車券		8,500
	自動二輪車以外の自動車 に係る昼間定期駐車 券	午前6時から午後12 時まで	30,000
	自動二輪車に係る夜間 定期駐車券		5,000

京都市御池駐車場	自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	午後5時から翌日の午前10時まで	15,000
	原動機付自転車に係る夜間定期駐車券		3,500
	自動二輪車以外の自動車に係る平日定期駐車券	平日の午前0時から午後12時まで	39,000
	自動二輪車以外の自動車に係る平日昼間定期駐車券	平日の午前6時から午後12時まで	24,000
	自動二輪車に係る特定平日昼間定期駐車券	平日（土曜日を除く。）の午前7時30分から午後8時まで	7,900
	原動機付自転車に係る特定平日昼間定期駐車券		6,400
	自動二輪車以外の自動車に係る特定平日昼間定期駐車券	平日（土曜日を除く。）の午前6時から午後12時まで	20,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例第8条及び別表第3の規定による京都市御池駐車場の自動二輪車及び原動機付自転車に係る定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市御池駐車場に自動二輪車及び原動機付自転車を駐車させることができることとする必要があるので提案する。